



平成31年1月15日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・エス・ビー  
代表者名 代表取締役社長 若尾 逸雄  
(コード番号 9702 東証第一部)  
問合せ先 取締役管理本部長 竹田 陽一  
(TEL. 03-3490-1761)

### 第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の 発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、平成30年12月20日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会決議に基づく第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、平成31年1月15日に発行価額の総額（6,996,000円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成30年12月20日付プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び平成30年12月27日付プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 記

#### 募集の概要

(1)	割 当 日	平成31年1月15日
(2)	新 株 予 約 権 数	5,500 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権1個あたり1,272円 (本新株予約権の発行価額の総額：6,996,000円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：550,000株（本新株予約権1個あたり100株） 下限行使価額（下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」を参照。） においても、潜在株式数は550,000株であります。
(5)	資 金 調 達 の 額 ( 差 引 手 取 概 算 額 )	1,104,396,000円（注）
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 2,008円（発行決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額） 上限行使価額はありません。 下限行使価額 1,205円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額）（本新株予約権に係る発行要項第13項による規定を準用して調整されます。以下「下限行使価額」といいます。） 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行います。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとします。以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。ただし、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額といたします。なお、本新株予約権の行使は、大和証券株式会社が本新株予約

		権に係る発行要項第17項(1)に従い口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当初行使価額である2,008円以上であることを条件とし(以下「本行使条件」といいます。)、本行使条件が満たされない場合には本新株予約権は行使することができません。ただし、当社は当社取締役会の決議によりいつでも本行使条件を当該決議の翌日から将来に向かって取り消すことができます。
(7)	募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、大和証券株式会社(以下「割当先」といいます。)に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8)	譲渡制限及び行使数量 制限の内容	<p>本新株予約権に関して、当社は、割当先との間で、本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)において、下記の内容について合意しております。</p> <p>①新株予約権の行使制限措置</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等(同規則に定める意味を有します。)の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を割当先に行わせません。</p> <p>また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものいたします。</p> <p>②新株予約権の譲渡制限</p> <p>割当先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものいたします。ただし、割当先は、当社の普通株式(本新株予約権の権利行使により取得したものを含みます。)を第三者に譲渡することは妨げられません。</p>
(9)	本新株予約権の 行使期間	平成31年1月16日から平成33年1月18日(ただし、本新株予約権に係る発行要項第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日といたします。
(10)	その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約及び本新株予約権の行使等について規定した覚書を締結しております。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少し、

本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

以 上